

企業版ふるさと納税活用事業における契約の相手方の公表

企業版ふるさと納税活用事業において、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（地方自治法第167条の2 第1号に基づく少額のものを除く）により当該事業に係る契約の相手方を選定した場合は、地方公共団体の寄附活用事業に係るホームページ等において、当該事業に係る契約の相手方を公表する必要があるため、公表します。

令和7年度

寄付活用事業名	契約先名
駅前情報交流館活用事業	一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会
災害用備品整備事業	株式会社畔蒜工務店